

(仮称) 江見公民館建築工事(建築)の制限付き一般競争入札の実施について(再度公告)

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 6 年 7 月 12 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称) 江見公民館建築工事(建築)
- (2) 工事場所 鴨川市東江見地内
- (3) 工事期限 令和 7 年 6 月 30 日
- (4) 工事の概要  
公民館棟：木造平屋建て、エネルギー棟：鉄骨平屋建て  
延床面積 691.37 m<sup>2</sup>(公民館棟：655.89 m<sup>2</sup>、エネルギー棟：35.48 m<sup>2</sup>)  
建築工事 1 式
- (5) 入札形態(ちば電子調達システムを使用した電子入札)  
特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による入札
- (6) 予定価格 333,800,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)
- (7) 最低制限価格 設定する(事後公表)
- (8) 入札方式 事前審査方式

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から開札の日まで(総合評定値については公告の日)において、共同企業体の代表者及び構成員ともに次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 登録状況

- ア 鴨川市財務規則(平成 17 年規則第 46 号)第 99 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者適格者名簿(以下「適格者名簿」という。)に登録されている者
- イ 鴨川市建設工事等入札参加業者資格審査基準(平成 17 年鴨川市告示第 163 号)第 7 条に規定する資格者名簿に、公告日の時点で登録されている者(鴨川市に業者登録している者)
- ウ この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成 17 年鴨川市告示第 10 号)に基づく指名停止措置の期間中でない者

エ この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年鴨川市告示第 167 号）に基づく排除措置を受けていない者

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者

（ア）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていない者

（イ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者

（ウ）手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者

（エ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者

カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく営業の停止を、この公告の日から入札執行日までの間に受けていない者

## （2）所在

共同企業体の代表者は、本店又は入札・契約権限を委任された支店、若しくは営業所が千葉県内にあるものとする。また、代表者を除く構成員は、本店が鴨川市内にあるものとする。

## （3）許可

共同企業体の代表者及び構成員について、（2）所在に該当する本店又は支店、若しくは営業所が、建築一式工事において建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める特定建設業の許可を受けているもの。

## （4）総合評定値

ア 総合評定値（建設業法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値でこの公告の日において本市に登録されているものをいう。）が建築一式工事について、代表者が 1,600 点以上及び代表者を除く構成員にあつては本市の建築一式工事に係わる等級が A ランクであるもの。

イ 契約の締結の日前 1 年 7 か月以内の審査基準日の経営事項審査を受けているもの。

## （5）技術者

共同企業体の代表者にあつては、建築工事に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者で一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を持つものを専任で配置するものとする。

また、代表者を除く構成員にあつては、建築工事に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は建築工事に係る主任技術者で必要な国家資格を持つものを専任で配置するものとする。

なお、当該配置予定技術者は、入札参加資格確認申請のあった日において3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

(6) 共同企業体の結成に必要な資格

- ア 共同企業体の構成員数は3社以内とする。
- イ 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員のうち最大の施工能力を有する者でなければならない。
- ウ 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。
- エ 構成員のうち最小の出資者の出資比率は、2社の場合は30%以上とし3社の場合は20%以上とする。
- オ 各構成員は、本市で指定した様式による共同企業体協定書を締結しなければならない。
- カ 本工事の共同企業体の構成員は、本工事の他の構成員を兼ねることはできない。

(7) 社会保険等の加入

建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者であり、当該届出の義務がない者を除く。)であり、以下に定める届出の義務を履行している者

- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(8) 当該工事に係る設計業務の受託者との関連

当該工事にかかる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者

- ア この工事に係る設計業務等の受託者  
株式会社 榎本建築設計事務所  
千葉市中央区長洲二丁目8番5号
- イ 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者
  - (ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を越える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
  - (イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、次のとおり申請し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出

- ア 期間 令和6年7月12日午後1時から令和6年8月5日午後1時まで
- イ 申請方法 ちば電子調達システム「電子入札システム」により申請すること。
  - (ア) 申請の際には「JV参加」をチェックするとともに、企業体名称欄には、

共同企業体名を必ず記入するものとする。

- (イ) ICカードは、共同企業体の代表者のICカードを使用して申請書等を提出するものとする。

#### ウ 提出書類

- (ア) 競争参加資格確認申請書(「電子入札システム」により作成)
- (イ) 特定建設工事共同企業体に関する書類(入札情報サービス添付ファイル)
  - ① 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(原本は落札後提出)
  - ② 特定建設工事共同企業体協定書(原本は落札後提出)
  - ③ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届(原本は落札後提出)
  - ④ 委任状(原本は落札後提出)

なお、書類は「電子入札システム」による申請時に下記書類とともに添付ファイル(PDF)として提出するものとする。ファイル容量は3MB以内とし、ファイル圧縮形式はZip形式とする。

- (ウ) 経営事項審査の結果通知の写し  
契約の締結の日前1年7ヶ月以内の審査基準日で直近のものとする。また、共同企業体の代表者及び構成員についても提出すること。
- (エ) 建設業許可通知書の写し(特定建設業の許可)  
共同企業体の代表者及び構成員についても提出すること。
- (オ) 配置予定技術者の監理技術者資格者証(表・裏)の写し並びに監理技術者講習修了証の写し及び一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を確認できるものの写し。共同企業体の代表者及び構成員についても提出すること。  
なお、代表者を除く構成員の配置予定技術者が主任技術者の場合には、必要な国家資格が確認できるものの写しとする。
- (カ) 配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できるもの(配置予定技術者の健康保険被保険者証等)の写し。共同企業体の代表者及び構成員についても提出すること。

#### (2) 入札参加資格の確認結果通知

令和6年8月9日午後5時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により通知する。

#### (3) 入札参加資格確認結果質疑受付

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和6年8月16日午前9時までに、契約担当課長に書面を持参して行わなければならない。なお、当該理由は説明を求められた日から2営業日以内にメールまたはファックスにより回答する。

#### 4 設計図書等の閲覧及び質疑

本工事に係る契約書案、設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)の閲覧を次

のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 令和6年7月12日 午後4時から  
令和6年8月23日 午後1時まで  
ちば電子調達システム「入札情報サービス」による。

(2) 設計図書等の紙での配布は行わない。

(3) 設計図書等に対する質疑

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面により提出すること。書式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」から工事説明質問書をダウンロードすること。なお、質問書の送信は下記提出先へ問い合わせたうえでメールまたはファックスで行うものとする。

- ア 質疑期間 令和6年7月29日から令和6年7月30日まで  
(電話での問い合わせは午前8時30分から午後5時15分まで。なお、土・日・祝日を除く。)
- イ 提出先 末尾記載の問い合わせ先
- ウ 回答期限 令和6年8月8日までにメールまたはファックスにより行う。

## 5 開札場所・日時及び入札期間

- (1) 場所 鴨川市役所本庁舎3階 管財契約課「ちば電子調達システム」
- (2) 期間 令和6年8月21日 午後1時から令和6年8月23日 午後1時まで
- (3) 開札 令和6年8月23日 午後1時30分

※ やむを得ない事情で電子入札が出来ない場合は、企画総務部管財契約課に連絡し、入札締切日の正午までに紙による入札書を同課に提出するものとする。

(4) 立会人

入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。

(5) その他

入札については、申請時と同様に共同企業体代表者のICカードを使用して入札書を提出するものとする。

## 6 入札保証金

免除

## 7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札

書に記載すること。

## 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格確認結果通知を受けた後に入札を希望しないこととなった場合には、入札締切日時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。
- (2) 一度提出した入札書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることができない。
- (3) 入札参加資格確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加することができない。
- (4) 予定価格事前公表案件のため、予定価格以内の入札をした者がいない時は、再度の入札は行わず取り止めるものとする。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (6) 入札参加者が連合または不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、または本市の都合により入札を延期、中止若しくは取り止めることがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
- (7) ちば電子調達システム「電子入札システム」の障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

## 9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し工事費内訳書を、ちば電子調達システム「電子入札システム」による入札書提出時に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」よりダウンロードするものとする。

## 10 入札の無効

下記のいずれかに該当する場合には、その入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格を有しない者による入札、または必要事項を欠く入札。
- (2) 競争参加資格確認申請書や制限付き一般競争入札参加申請書など、本公告に示した提出書類等に虚偽の記載を行ったと認められる者による入札。
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 入札書と工事費内訳書の記載金額が一致しない場合や工事費内訳書が添付されていない入札。

- (6) 紙入札への移行後に金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 1.1 契約締結時期

- (1) 落札者が決定した日の2日後に仮契約を締結するものとする。なお、翌日が土・日・祝日の場合には、その翌日に仮契約を締結する。
- (2) 落札決定後、当該工事に係る契約の締結までの間に、落札者が本公告2の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとし、仮契約を締結している場合にはこれを解除できるものとする。
- (3) この契約は、鴨川市議会に付され、可決した場合に効力を生ずるものとする。なお、鴨川市議会で否決された場合または開札の時から議決の時までにおいて、本案件の落札者が本公告2の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合には本契約を締結しないものとし、この場合において、本市は本契約が成立しないことによる補償を行わないものとする。

#### 1.2 契約保証金

契約金額の100分の10以上とし、次のいずれかの方法により保証をとること。

- (1) 契約金額の100分の10以上の現金か担保としての有価証券
- (2) 金融機関の「保証証書」
- (3) 保証事業会社の「保証証書」
- (4) 保険会社の「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」
- (5) 保険会社の「履行保証証券」
  - ア 上記(2)から(5)の保証の場合は、保証（保険）期間が工期全てを含んでいること。
  - イ 金融機関又は保証事業会社の保証の場合は、保証債務の履行請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
  - ウ 保証に関する証券等は、必ず契約書提出日に持参すること。

#### 1.3 前金払・中間前金払・部分払

ちば電子調達システムの入札情報サービス添付の入札説明書による。

#### 1.4 その他

- (1) ちば電子調達システム「電子入札システム」に使用するICカードについて、開札時に有効期限を過ぎているICカードを使用した入札については失格とする。
- (2) 現場説明会は実施しない。
- (3) 競争参加資格確認申請書等により入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

- (4) 提出された制限付き一般競争入札参加申請書は返却しない。なお、公表及び無断で使用することはしない。
- (5) 工期は事情により変更することがある。
- (6) 落札者は下請けを市内業者とするよう努めることとする。
- (7) この公告に記載がない事項については、鴨川市電子入札約款、鴨川市電子入札システム運用基準によるものとする。

#### 1 5 問い合わせ先

##### (1) 入札・契約に関する事項

鴨川市企画総務部 管財契約課 管財契約係  
〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地  
電話 04-7093-7830

##### (2) 工事内容・設計図書に関する事項

鴨川市教育委員会 生涯学習課 〒299-5503 千葉県鴨川市天津 1104 番地  
電話 04-7094-0515